

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 6 号

平成 2 9 年（2017 年）3 月 2 3 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 8 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

（病院局関係）

[指摘事項 支出関係について]

出張において、職員が旅費を立替払いしている。

旅費等、職員による立替払いはできない。概算旅費の支給により適切な処理をされたい。また、決裁が事務決裁規程に基づく専決区分となっていない。専決区分を再確認し、適切な処理をされたい。

[改善措置]

旅費の支払いにおいては立替払いをすることなく概算払いにより適正に管理します。総務課では職員の出張の日程を把握し、旅費の請求漏れを防ぎます。

出張命令書の決裁区分は病院局事務専決規程第 4 条に基づき適切に処理します。